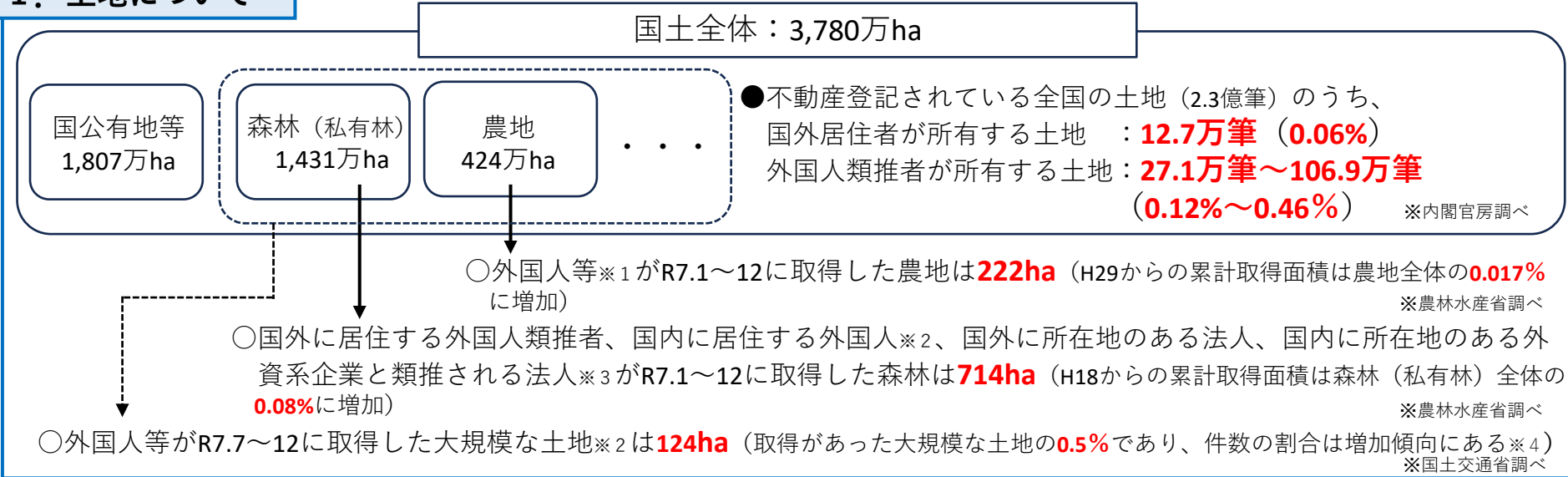


外国人等による我が国の土地・建物の所有・取得状況の全体像

- ▶ 外国人等（外国人・外国法人）による我が国の土地・建物の所有・取得状況について、関係省庁において、法令に基づく届出等により得られた情報や不動産登記の情報を調査・分析
- ▶ 各調査・分析結果を内閣官房が集約し、全体像として整理（●：ストック情報、○：フロー情報）

1. 土地について



※1 外国人等が主要株主等（総議決権又は出資の総額の5/100以上）又は理事等の日本法人を含む

※2 国土利用計画法の届出により把握した土地（市街化区域2,000㎡、市街化区域以外の都市計画区域5,000㎡、都市計画区域外1ha以上）を対象に調査

※3 国外居住者若しくは外国法人による出資比率又は国外居住者の役員の比率が過半数を占める法人

※4 R3.1～R7.6については、外国人類推者による届出を調査

2. 建物について

- 不動産登記されている全国の建物※5（5.3千万個）のうち、国外居住者が所有する建物：10.8万個（0.2%）
外国人類推者が所有する建物：18.3万個～56.6万個（0.35%～1.07%）※内閣官房調べ

○東京都心6区※6でR7.1～12に取引されたマンションのうち、国外居住者が取得したものは5.9%（新築）、5.6%（中古）
（上記の割合は年によって変動はあるが概ね横ばいである）

外国人類推者が取得したものは11.9%

（近年増加傾向が続いていたが、直近では前年から低下）※国土交通省調べ

※5 区分所有建物については、専有部分の1室を1個の建物としてカウント

※6 千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、渋谷区

（備考）国外居住者：不動産登記の住所欄から国外に居住すると思われる者

外国人類推者：法令に基づく届出や不動産登記の氏名欄等から外国人等と類推される者

なお、不動産登記においてはR8.10～、森林についてはR8.4～国籍把握が開始。